

第 4 給 与

第４ 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年４月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

１ 職員給与の実態

当委員会が、令和７年４月１日現在で実施した「令和７年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表４－１から表４－３までのとおりである。

表４－１ 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,278	歳 40.8	年 18.4
行政職給料表	5,481	42.2	20.1
公安職給料表	3,553	38.5	17.3
教育職給料表（一）	19	53.2	28.0
教育職給料表（二）	4,171	40.8	18.0
教育職給料表（三）	9,469	40.6	17.8
教育職給料表（四）	26	49.7	25.2
研究職給料表	221	44.4	21.3
医療職給料表（一）	22	46.8	21.8
医療職給料表（二）	170	43.0	19.6
医療職給料表（三）	143	42.9	19.1
特定任期付職員給料表	3	62.3	42.0

（注） 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。（以下、表４－２及び表４－３について同じ。）

表 4－2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 区 分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 84.2	% 5.0	% 10.8	%	% 56.5	% 43.5
行 政 職 給 料 表	100.0	74.8	8.6	16.6		62.1	37.9
公 安 職 給 料 表	100.0	54.7	4.0	41.3		87.8	12.2
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			78.9	21.1
教育職給料表（二）	100.0	94.2	2.6	3.3		51.6	48.4
教育職給料表（三）	100.0	96.5	3.5			44.0	56.0
教育職給料表（四）	100.0	84.6	15.4			88.5	11.5
研 究 職 給 料 表	100.0	95.5	3.2	1.4		79.2	20.8
医療職給料表（一）	100.0	100.0				63.6	36.4
医療職給料表（二）	100.0	81.2	18.8			41.2	58.8
医療職給料表（三）	100.0	56.6	42.7	0.7		4.2	95.8
特定任期付職員給料表	100.0	33.3		66.7		100.0	

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4－3 適用給料表別平均給与月額

給料表 区 分	給 料	地域手当	扶養手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 363,343	円 6,561	円 8,620	円 16,164	円 385,621
行 政 職 給 料 表	338,073	7,266	8,250	17,073	364,262
公 安 職 給 料 表	349,692	6,888	13,790	8,580	368,896
教育職給料表（一）	539,142	11,277	8,053	23,921	581,418
教育職給料表（二）	379,231	6,360	8,189	15,948	39,997
教育職給料表（三）	375,731	5,931	7,146	17,852	396,136
教育職給料表（四）	443,515	6,360	17,673	11,368	472,306
研 究 職 給 料 表	360,981	6,095	9,172	17,559	391,169
医療職給料表（一）	472,982	84,408	2,977	288,963	841,087
医療職給料表（二）	351,736	6,564	7,785	22,435	38,512
医療職給料表（三）	345,692	6,973	4,168	1,358	36,794
特定任期付職員給料表	571,000	12,281	－	－	533,540

（注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

○ 民間給与の調査

・ 令和7年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (1) 実地調査期間 令和7年4月23日から6月13日まで
- (2) 調査対象事業所 令和7年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の888事業所
- (3) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (4) 調査実人員 8,147人（うち、初任給関係職種516人）であるが、行政職に相当する調査実人員は7,473人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は53,303人であり、うち行政職に相当するものは42,906人である。
- (5) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学歴	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	232,613	247,474	220,753	224,850
	短大卒	211,650	228,456	198,716	188,000
	高校卒	194,985	203,174	190,242	180,722
新 卒 事 務 員	大学卒	232,000	241,596	224,256	220,100
	短大卒	201,037	212,385	190,697	188,000
	高校卒	193,163	196,465	189,499	180,722
新 卒 技 術 者	大学卒	233,459	255,704	215,978	232,767
	短大卒	224,466	252,533	206,946	—
	高校卒	196,452	215,085	190,614	—

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4－5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	54.3	658,351	658,351	—	—
工 場 長	54.9	784,968	774,140	840,734	—
事 務 部 長	53.0	611,597	705,514	550,721	536,133
技 術 部 長	52.4	586,640	628,709	563,714	530,620
事 務 部 次 長	50.6	553,869	601,450	508,562	530,576
技 術 部 次 長	52.2	605,097	695,545	544,116	440,106
事 務 課 長	50.2	501,167	568,194	457,556	432,748
技 術 課 長	49.7	529,834	579,476	469,585	457,057
事務課長代理	47.6	426,447	449,728	424,397	398,271
技術課長代理	49.2	489,552	537,513	437,369	353,266
事 務 係 長	45.2	376,226	388,445	366,117	354,256
技 術 係 長	46.1	418,741	449,168	376,678	366,243
事 務 主 任	43.0	332,565	359,225	308,455	309,812
技 術 主 任	42.6	372,277	402,126	331,191	318,556
事 務 係 員	37.8	280,726	296,174	267,259	269,011
技 術 係 員	36.4	312,474	339,989	282,999	237,968

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和7年10月9日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（１）給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・ 職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（10,988円 2.91％）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員については昨年の改定率を上回る引上げ改定
- ・ 特別給（現行4.60月分）は、民間のボーナス（4.66月）を下回るため、0.06月分引上げ改定

（２）公民較差

① 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の178事業所を調査。行政課題の複雑化

- ・ 多様化や厳しい人材獲得競争に対応した本年の人事院勧告等を踏まえ、公民給与の比較対象を企業規模「50人以上」から「100人以上」に見直し。

② 民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
388,336円	377,348円	10,988円（2.91％）

<ボーナス>

令和6年8月から令和7年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.66月	4.60月	0.06月

（３）改定等の内容

令和7年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

給料	はねかえり	計
10,716円	272円	10,988円（2.91％）

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

＜期末・勤勉手当（ボーナス）＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
(一般職員の場合の支給月数)

		6 月 期	12 月 期	計
改定後 (7 年度)	期末手当	1. 25 月	1. 275 月	2. 525 月
	勤勉手当	1. 05 月	1. 075 月	2. 125 月
	計	2. 30 月	2. 35 月	4. 65 月
改定後 (8 年度以降)	期末手当	1. 2625 月	1. 2625 月	2. 525 月
	勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月	2. 125 月
	計	2. 325 月	2. 325 月	4. 65 月

＜その他＞

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

通勤手当（自動車等使用者）

- ・新たな距離区分の創設（現行：上限「70km以上 39,900円」から、改定後：上限「100km以上62,700円」）
- ・現行の中長距離区分の手当額の見直し 200円～7,300円までの幅で引上げ 等

宿日直手当 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

特勤勤務手当等

- ・特勤勤務手当及びへき地手当と他の手当との減額調整の廃止
- ・準ずる手当の支給対象の拡大 等

（４）改定の実施時期等

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、令和 7 年 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和 7 年 12 月 1 日から、令和 7 年度以降の勤勉手当の支給割合の改定及び通勤手当の新たな距離区分の創設については、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

（５）公務運営の改善等についての報告事項

- 人材の確保と活用
多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進
- 勤務環境の整備
長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策
- ワーク・ライフ・バランスの推進
多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援
- 公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和7年第5回県議会定例会に提案、令和7年12月18日可決、令和7年12月23日条例第38号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員は昨年を上回る引上げを行い、全級全号給を引上げ
- ② 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ
- ③ 通勤手当について、以下のとおり改正
 - ・現行の中長距離区分の手当額について200円～7,300円までの幅で引上げ（R7.4.1から実施）
 - ・62,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする（R8.4.1から実施）
- ④ 宿日直手当について、支給上限額を引上げ
- ⑤ 期末・勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ⑥ その他所要の規定の整理

イ 令和7年第5回県議会定例会に提案、令和7年12月18日可決、令和7年12月23日条例第48号として公布された。

(改正概要)

- ・教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が一部改正されたことに伴う改正
- ① 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正
 - ・教育職員に支給される教職調整額について、次のとおり引き上げる。
 - 【改正前】給料月額の100分の4に相当する額
 - 【改正後】給料月額の100分の10に相当する額
 - ・上記の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。
 - ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない。
 - ② 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正
 - ・義務教育等教員特別手当について、次のとおり改正する。
 - 【改正前】月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じて、人事委員会規則で定める額
 - 【改正後】月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額
 - ・教育職給料表について、給料月額への加算額を引き上げ
 - ・義務教育等教員特別手当の改正に伴い、多学年学級担当手当を廃止

ウ 令和8年第1回県議会定例会に提案、令和7年3月25日可決、令和7年3月30日条例第4号として公布された。

(改正概要)

- ① 特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした
- ② その他所要の規定の整理

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和7年6月1日 人事委員会規則第18号

- a 組織改正に伴う所要の規定整備
 - ・管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	本庁	ねんりんピック推進事務局総括監	2種	新設

- b 施行日
公布の日（令和7年6月1日）

(イ) 令和7年7月4日 人事委員会規則第20号

- a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正等に伴う所要の規定整備
・義務教育等教員特別手当の支給月額（別表第6及び別表第6の2（第48条の18関係）の改定

- b 施行日
公布の日（令和8年7月4日）（令和7年4月1日適用）

(ウ) 令和7年7月29日 人事委員会規則第21号

- a 栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備
① 栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、管理栄養士を明記する規定の改正
② 組織改正に伴う所要の規定整備
・管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	知的障害者更生相談所	所長	2種	変更

- b 施行日
公布の日（令和7年7月29日）（上記aの②は令和7年4月1日適用）

(エ) 令和7年12月23日 人事委員会規則第27号

- a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例改正に伴う所要の規定整備

- ① 特殊勤務手当（教育職員手当）（第37条）
・多学年学級担任手当（給与条例第20条第2項第1号及び第2号）の廃止に伴う規定整備
・給与条例第20条第2項第4項の業務（学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務）の額改正

業務内容		改正前	改正後
ロ	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円/日	8,000円/日
ハ	児童又は生徒に対する緊急の補導業務 （人事委員会で定めるものにあつてはロと同額）	3,750円/日	4,000円/日

- ② 義務教育等教員特別手当
・学級担任加算の新設等に伴う改正

- b 施行日
令和8年1月1日

(オ) 令和7年12月25日 人事委員会規則第28号

- a 勤勉手当（第57条の5）、初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）及び宿日直手当（第34条）の改正

- ① 勤勉手当（第57条の5）
令和7年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
② 初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）
医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正
③ 宿日直手当（第34条）
給与条例に定める勤務1回に係る支給限度額（上限額）の引上げに伴い、規則で規定している各業務の手当額を改正

手当の額			現行の額	改定後の額	引上げ額
第 2 項	第 1 号該当		4, 400円	4, 700円	300円
	第 2 号該当		21, 000円	22, 500円	1, 500円
	第 3 号該当		7, 400円	7, 700円	300円
	第 4 号該当		6, 100円	6, 400円	300円
	第 5 号該当		6, 900円	7, 200円	300円
	6 号該当	宿直勤務	5, 300円	5, 600円	300円
		(半日勤務日)	(8, 350円)	(8, 800円)	(300円)
		日直勤務	6, 100円	6, 400円	300円
	7 号該当		5, 500円	5, 800円	300円
第 4 項該当			22, 000円	23, 500円	1, 500円

b 施行日

公布の日（令和7年12月25日）

（上記aの①は令和7年12月1日、上記aの②及び③は令和7年4月1日適用）

(カ) 令和8年2月24日 人事委員会規則第2号

a 特地勤務手当等の見直しに伴う所要の規定整備

① 特地勤務手当等の額の算定方法の見直し

- ・特地勤務手当（第44条）の支給月額の算定方法を、現に受ける給料及び扶養手当の月額×級地別支給割合に改正
- ・特地勤務手当に準ずる手当（第44条の2）の支給月額の算定方法を、現に受ける給料及び扶養手当の月額×級地別支給割合に改正

② 地域手当との調整措置の廃止

- ・地域手当支給地域に所在する特地公署に勤務する場合に、地域手当分を特地勤務手当から減額する措置を廃止
- ・地域手当支給地域に所在するへき地学校に勤務する場合に、地域手当分をへき地手当（第44条の5）から減額する措置を廃止

b 施行日

公布の日（令和8年2月24日）（令和7年4月1日適用）

(キ) 令和8年3月30日 人事委員会規則第5号

a 特地勤務手当に準ずる手当（第44条の3）及びへき地手当に準ずる手当（第44条の7）

- ・特地公署等又はへき地学校等への採用に伴い転居した職員を新たに手当支給対象とする

b 施行日

公布の日（令和8年3月30日）（令和7年4月1日適用）

(ク) 令和8年4月1日 人事委員会規則第8号

a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の改正等に伴う所要の規定整備

① 扶養手当（第26条の2、第1号様式）

- ・子（19歳以上23歳未満）の所得限度額を年額130万円未満から150万円未満に引上げ

- ② 通勤手当（第29条の9の2、第2号様式の4の2）
- ・給与条例第12条の6第2項第2号で規定していた自動車等使用者の使用距離の区分ごとの通勤手当額に係る表を条例から規則に移行
 - ・使用距離の区分の上限を、現行の70キロメートル以上（47,200円）から、100キロメートル以上（62,700円）とし、72キロメートル以上の区分を新設
- ③ 宿日直手当（第34条）
- ・県庁舎における精神障害者等に関する通報への対処のための当直勤務の新設
- ④ 特殊勤務手当（第38条の10、第38条の13及び第38条の18）
- ・食肉検査業務手当（第38条の10）
環境エネルギー生活部岐阜地域環境室を廃止し、岐阜地域環境事務所を新設
 - ・有害物取扱手当（第38条の12）
水産研究所の建制順の変更
 - ・環境監視手当（第38条の18）
環境エネルギー生活部岐阜地域環境室を廃止し、岐阜地域環境事務所を新設
- ⑤ 期末手当（第54条及び第54条の2）
- ・在職期間算入に係る規定の整理
- ⑥ 勤勉手当（第57条の5）
- ・令和8年6月期以降の職員区分別の成績率を6月期と12月期で同率に改正
- ⑦ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

<知事>

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	知事公室長	1 種	新設
	都市公園・交通局長→リニア未来都市局長		改称
	秘書広報統括監		廃止
	ねんりんピック推進事務局長 ねんりんピック推進事務局総括監	2 種	廃止
	水産振興企画監 ※企画監等を含む	2 種	廃止
		4 種	新設
	岐阜地域環境室長 ねんりんピック推進事務局次長	2 種	廃止
県事務所	西濃県事務所の出納課長	4 種	新設
		6 種	廃止
県税事務所	東濃県税事務所の総務課税課長	4 種	新設
		6 種	廃止
岐阜地域環境事務所	所長	4 種	新設
保健所	岐阜保健所の副所長	2 種	廃止
		4 種	新設
岐阜県行政組織規則 第五十四条に規定する 試験研究機関	畜産研究所の所長	2 種	新設
		4 種	新設
	保健環境研究所の所長 産業技術総合センターの所長 ※当該機関の長を含む 産業技術総合センターの副所長（行政職給料表の適用を受ける副所長に限る。）	2 種	廃止
		4 種	新設
		2 種	廃止
衛生専門学校	課長	6 種	廃止（補佐級へ）
看護専門学校	副校長	6 種	新設
	課長		廃止（補佐級へ）
精神保健福祉センター	副所長	2 種	新設
	保健福祉課長	4 種	廃止
		6 種	新設

食肉衛生検査所	食肉検査課長	6 種	廃止（補佐級へ）
子ども相談センター	保護課長	6 種	新設
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長		廃止（補佐級へ）
	判定課長		
	飛騨子ども相談センターの家庭支援課長		
わかあゆ学園	園長	2 種	新設
		4 種	廃止
	総務課長	4 種	廃止
		6 種	新設
女性相談支援センター	相談支援課長	6 種	新設
国際たくみアカデミー	副校長	2 種	新設
障がい者総合就労支援センター	部長	4 種	新設
		6 種	廃止
障がい者職業能力開発校	総務部長、訓練部長→部長	6 種	記載変更
情報科学芸術大学院大学	課長	4 種	新設
		6 種	廃止
図書館	副館長（総務課長を兼ねる副館長を除く。）	4 種	新設
文化財保護センター	調査課長 ⇒全課長管理職化により「課長」に改称	6 種	改称
農林事務所	揖斐農林事務所の総務課長を兼ねる副所長 可茂農林事務所の総務課長を兼ねる副所長 恵那農林事務所の総務課長を兼ねる副所長	2 種	廃止
	揖斐農林事務所の総務課長 郡上農林事務所の総務課長 可茂農林事務所の総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止
		4 種	廃止
	恵那農林事務所の農地整備課長	4 種	廃止
		6 種	新設
農業大学校	総務課長	4 種	廃止（補佐級へ）
家畜保健衛生所	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 ⇒全課長管理職化により「課長」に改称	6 種	改称
土木事務所	揖斐土木事務所の総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止

建制順の変更により「旅券センター」の記載順を変更

<教育委員会>

国際園芸アカデミー	総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止

⑧ へき地手当（別表第 5（第44条の 5 関係））

- ・小中学校の統廃合に伴う所要の規定整備

⑨ 地域手当（令和 7 年改正規則附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係））

- ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を整備

b 施行日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 22 号

a 栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備

- ・栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることから、管理栄養士を明記する規定の改正。

b 施行日

公布の日（令和 7 年 7 月 29 日）

(イ) 令和 7 年 10 月 24 日 人事委員会規則第 26 号

a 令和 6 年 12 月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

- ・令和 6 年 12 月の給与制度のアップデートに伴う勧告により、令和 7 年 4 月 1 日から行政職給料表 8 級及び 9 級をはじめ、給料表の一部の級の号給が以下のとおり大きくり化された。
- ・これに伴い、昇給制度については「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級及び 9 級であるもの」並びに「同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの」については、当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うもの等とした勧告に伴い、規定整備を行う。

<大きくり化した給料表とその級及び改正後の号給数>

給料表	級	改正前号給表	改正後号給表	削減号給表
行政職	9 級	4 1	9	△ 3 2
	8 級	4 5	9	△ 3 6
公安職	9 級	4 5	9	△ 3 6
教育職（一）	5 級	8 1	1 7	△ 6 4
教育職（四）	4 級	9 7	1 7	△ 8 0
	5 級	4 9	9	△ 4 0
研究職	5 級	7 3	1 4	△ 5 9
医療職（一）	4 級	6 5	1 0	△ 5 5

- ・改正については、昇給に係る特定職員と一般職員（特定職員以外の職員）を区別しない形で規定するとともに、大きくり化した給料表となる行政職給料表 8 級以上の職員と同給料表 7 級以下の職員、また同等とされる同表以外の各給料表の級の職員の昇給号給数表を別にするなどの規定整備を行う。

b 施行日

公布の日（令和 7 年 10 月 24 日）

(ウ) 令和 8 年 3 月 27 日 人事委員会規則第 4 号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

- ・級別職務表（第 3 条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第 1 イ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	変更内容
警察本部	参事官	8 級	新設
	総務室長		廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第 1 ロ）

<警察本部長>

警察本部	総務室長	9 級	新設
	警衛警護室長	7 級	新設

○研究職給料表級別職務表（別表第 1 ヘ）

<警察本部長>

警察本部	参事官	5 級	新設
------	-----	-----	----

b 施行日

公布の日（令和8年3月27日）

ただし、別表第10の表の7級改正規定（「警衛警護室長」の新設）については、令和8年4月1日から施行。

(エ) 令和8年4月1日 人事委員会規則第11号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

・級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事>

機関	職	職務の級	内容
本庁	知事公室長	9級	新設
	秘書広報統括監		廃止
	ねんりんピック推進事務局長	8級	廃止
	岐阜地域環境室長	6級	廃止
	ねんりんピック推進事務局次長		
県税事務所	所長→ 所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長に限る。）	8級	変更
	困難な業務を行う所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長を除く。）	7級	新設
	所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長を除く。）	6級	新設
岐阜地域環境事務所	困難な業務を行う所長	7級	新設
	所長	6級	新設
衛生専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	新設
	副校長	6級	新設
	課長	6級→ 4級	変更
	困難な業務を行う課長	5級	新設
看護専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	新設
	副校長	6級	新設
	課長	6級→ 4級	変更
	困難な業務を行う課長	5級	新設
精神保健福祉センター	副所長	6級	新設
子ども相談センター	所長（中央子ども相談センターの所長に限る。）	8級	新設
	困難な業務を行う所長→ 困難な業務を行う所長（中央子ども相談センターの所長を除く。）	7級	変更
	所長→ 所長（中央子ども相談センターの所長を除く。）	6級	変更
	保護課長	5級→ 6級	変更
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長	5級→ 6級	変更

	判定課長	6級→ 5級	変更
	飛驒子ども相談センターの家庭支援課長	6級→ 5級	変更
女性相談支援センター	課長	6級	新設
国際たくみアカデミー	副校長	6級	新設
産業技術総合センター	困難な業務を行う副所長	7級	廃止
	副所長	6級	廃止
図書館	副館長→	8級	変更
	副館長（総務課長を兼ねるものに限る。）		
	副館長（総務課長を兼ねるものを除く。）	6級	新設
文化財保護センター	課長（総務課長に限る。）→ 課長	6級	変更
	困難な業務を行う課長（総務課長を除く。）	5級	廃止
	課長（総務課長を除く。）	4級	廃止
農業大学校	課長（教務課長を除く。）→ 課長（園芸指導課長及び畜産指導課長に限る。）	6級	変更
	課長（教務課長に限る。）→ 課長（園芸指導課長及び畜産指導課長を除く。）	5級	変更
家畜保健衛生所	飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長	6級	新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	5級	廃止
東部広域水道事務所	所長	8級→ 6級	変更
	困難な業務を行う所長	7級	新設

- ・「旅券センター」、「水産研究所」の記載順を変更

<教育委員会>

国際園芸アカデミー	副学長	8級→ 6級	変更
	困難な業務を行う副学長	7級	新設

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1チ）

<知事>

保健所	困難な業務を行う副所長	7級	廃止
	副所長	6級	廃止
食肉衛生検査所	困難な業務を行う飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長	7級	廃止
	飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長	6級	廃止
	課長（飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長を除く。）→ 課長	5級	変更
家畜保健衛生所	困難な業務を行う東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	7級	新設
	困難な業務を行う中央家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止

	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	6 級	新設
	中央家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止
	課長	5 級	廃止

ｂ 施行日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

（３）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表 4－6 のとおり改正等を行った。

表 4－6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第三十八条第一号の規定による 昇給の取扱いについて（通知）の一部改正について（通知）	R7. 4. 25 人委第34号	・ 人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）第39条第 1 号（人事院承認済）の一部改正に伴う所要の規定整備
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 9. 30 人委第92号	・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に伴う改正
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 9. 30 人委第93号	・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に伴う改正
「一般職の任期付職員の採用等に関する運用について（通知）」の一部改正について	R7. 9. 30 人委第95号	・ 業績手当（第 6 項）に係る規定の削除
運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて（通知）	R7. 9. 30 人委第97号	・ 通勤手当の高速道路等利用の場合の特別料金を全額支給に改正したことに伴う所要の整理
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 7 年岐阜県人事委員会規則第16号）附則第 6 項及び第 7 項の規定による通勤手当に関する経過措置の運用方針について（通知）	R7. 9. 30 人委第98号	・ 改正規則附則第 7 項に規定する通勤手当を支給する場合に通勤手当経過措置支給調書を作成するよう規定
「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の運用方針について（通達）」の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（通知）」の一部改正について（通知）	R7. 9. 30 人委第99号	・ 通勤手当及び単身赴任手当の記載の削除
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（令和 7 岐阜県人事委員会規則第26号）の運用について（通知）	R7. 10. 24 人委第251号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 12. 23 人委第303号	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正等に伴う所要の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 12. 23 人委第305号	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正等に伴う所要の規定整備
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	R7. 12. 25 人委第303号	・ 給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 2. 24 人委第365号	・ 特勤手当及び特勤手当勤務手当に準ずる手当の額の算定方法の見直しに伴う規定整理
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 3. 30 人委第435号	・ 特勤公署等への採用に伴い転居した職員を新たに特勤勤務手当の支給対象としたことに伴う所要の整理
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 3. 30 人委第438号	・ 特勤公署等への採用に伴い転居した職員を新たに特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当の支給対象としたことに伴う所要の整理
復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第425号	・ 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第428号	・ 給実甲第326号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第429号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第430号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第431号	・ 給実甲第326号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
民間企業等からの採用時の給与決定等の柔軟な運用について（通知）	R8. 3. 31	・ 民間企業等から職員を採用する場合は、採用される者の民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することを通知
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 4. 1 人委第439号	・ 扶養手当の経過措置期間終了に伴う整理 ・ 給与規則第29条の 9 の 2 にて自動車等使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分、及び使用距離の区分に応じた支給額を定めたことに伴う文言整理
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 4. 1 人委第440号	・ 扶養手当の経過措置期間終了に伴う整理 ・ 扶養手当の19歳以上23歳未満の扶養親族の所得限度額を年額130万円未満から150万円未満に上げたことに伴う所要の整理 ・ 給与規則第29条の 9 の 2 にて自動車等使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分、及び使用距離の区分に応じた支給額を定めたことに伴う文言整理

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	23	3													2			28
	教委	5						1	2	29	23								55
	警察	4			11	7							1						23
計		32	3		11	7		1	2	29	23		1			2			55
		32	3		11	7							1			2			56

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で126人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	34						7		3	2	46
	教委	100			9	15						124
	警察	2	27									29
計		136	27		9	15		7		3	2	199

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表４－９ 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の設定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計																				0

- (注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。
2 職務の級は、異動後のものである。
3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で88人である。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表４－１０ 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	2
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a) は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表４－１１ 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当の支給の承認

表４－１２ 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	8
--------------------------------	---

- (注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

- (ア) 令和7年10月15日 条例第27号
- a 岐阜県職員等旅費条例の一部改正に伴う規定の整理
 - b 施行日 令和8年10月1日

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

- (ア) 令和7年12月25日 人事委員会規則第30号
- a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給割合に係る規定整備
 - b 施行日
公布の日（令和7年12月25日）（令和7年12月1日適用）
- (イ) 令和8年4月1日 人事委員会規則第14号
- a 常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備
 - ① 通勤に係る費用弁償（第37条、第5号様式）
 - ・給与条例第12条の6第2項第2号で規定していた「自動車等使用者の使用距離の区分ごとの通勤手当額に係る表」を給与条例から給与規則に移行したことに伴う規定整理
 - ② 勤勉手当（第50条）
 - ・令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率を6月期と12月期で同率にする
 - ③ 地域手当報酬（第16条）
 - ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を改正
 - b 施行日
公布の日（令和8年4月1日）

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

通達等の題名	発出日	内 容
報酬条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7.9.30 人委第96号	・給与条例第12条の6第3項（高速道路等の特別料金負担分の支給）の規定を準用して通勤手当分の費用弁償を支給される会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者について、給与規則改正に併せ改正

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	
(b) 手当等を報酬に上乗せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	1
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和7年5月30日 人事委員会規則第17号

- a 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行に伴う所要の規定整備（「禁錮」を「拘禁刑」に改める）

b 施行日

令和7年6月1日

(イ) 令和7年9月30日 人事委員会規則第25号

- a 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和7年内閣官房令第8号）により、国の関係様式が行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に則した文言となるよう改正されたことに伴う様式の改正

b 施行日

令和7年10月1日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

ア 令和7年第3回県議会定例会に提案、令和7年10月9日可決、令和7年10月15日条例第27号として公布された。

(改正概要)

- ・国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、旅費の計算等に係る規定の簡素化や旅費の支給対象の見直しを行った国家公務員の旅費支給に関する取扱いを踏まえ、自家用車使用時の単価変更のほか、一部種目整理に合わせて定額支給から実費支給に変更する等、全体的な旅費制度の見直しを実施

イ 施行日

令和8年10月1日

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 88件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 4件 |
| ・ その他 | 6件 |